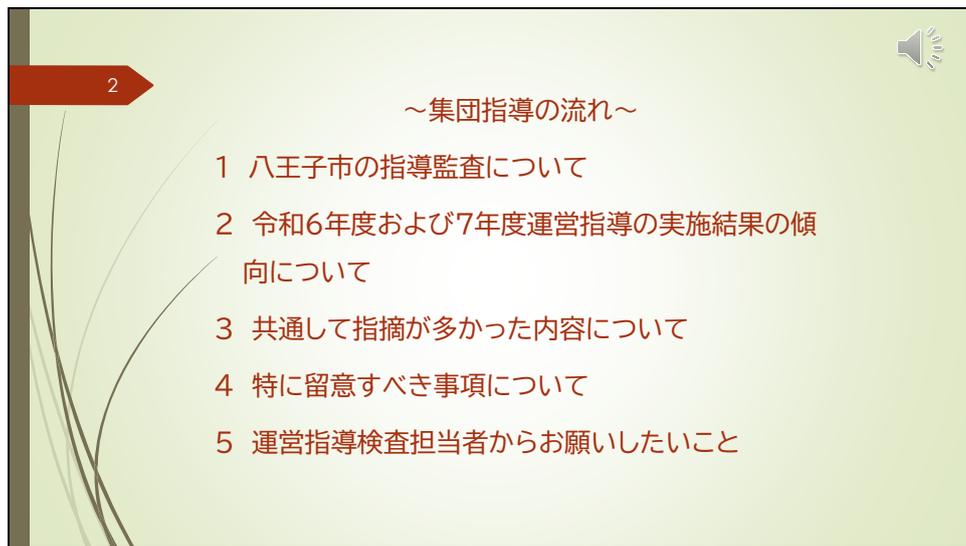


ただいまから、令和7年度 指定障害福祉サービス事業者等に対する集団指導を開始します。  
本市では、新型コロナの影響を受け、令和2年度から動画視聴形式での集団指導を実施しております。

本日の講義は、できるだけ分かりやすく、飽きずに、親しみやすい構成を心がけています。視聴後はアンケートへのご協力をお願いします。

また、本講義では運営指導で指摘の多かった事案も取り上げています。

ここで取り上げる留意点についてご確認いただき、今後の運営指導で同様の指摘が出ないように、ぜひ現場での改善にお役立てください。



2

～集団指導の流れ～

- 1 八王子市の指導監査について
- 2 令和6年度および7年度運営指導の実施結果の傾向について
- 3 共通して指摘が多かった内容について
- 4 特に留意すべき事項について
- 5 運営指導検査担当者からお願いしたいこと

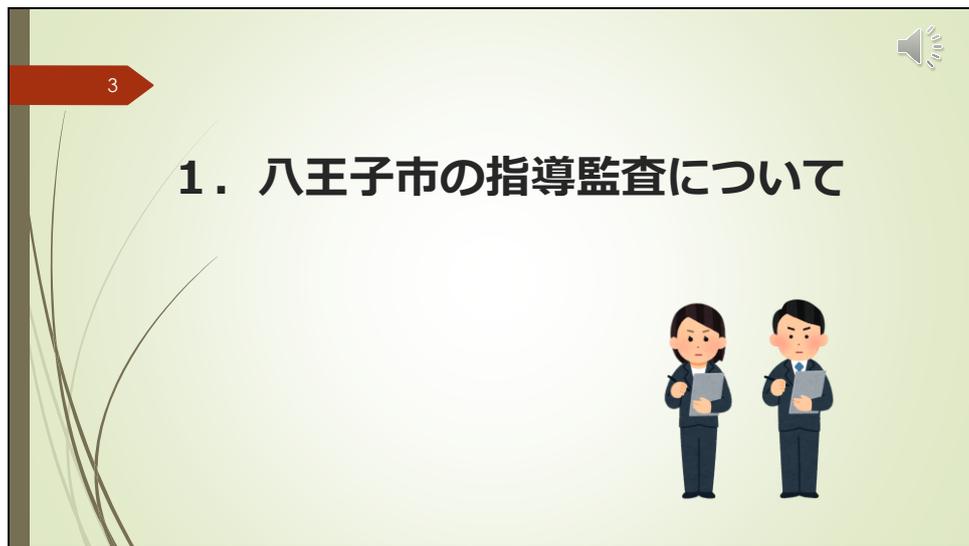
A speaker icon is located in the top right corner of the slide.

集団指導の流れです。

- ① 八王子市の指導監査について
- ② 令和6年度・7年度の運営指導の傾向
- ③ 共通の指摘事項
- ④ 特に留意すべき事項
- ⑤ 検査担当者からのお願い

の5章構成で進めます。

まずはじめに、これから第1章の内容を解説します。



それでは、第1章、八王子市の指導監査について解説します。

4

## 指導監査の目的

- 法令等で定める指定基準等に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導、是正の措置を講ずることにより、サービス内容の質の確保及び介護給付費、訓練等給付費、障害児通所給付費等の支給の適正化を図り、本市における障害者（児）福祉の増進に寄与することを目的としています。

つまり

- ◆ 事業所の適正な運営を促進
- ◆ 給付費の支出を是正

することで・・・

- ✓ 利用者へのサービスを向上させ、
- ✓ 税金の正しい使われ方を監視する



まず、指導監査の目的です。

法令や市の条例に定められた指定基準への適合状況を個別に確認し、必要に応じて助言・指導・是正を行うことで、サービスの質の確保と、介護給付費や訓練等給付費等の適正な支給を図ります。

つまり、端的に言えば、事業所の適正運営を促し、給付費の支出を是正することで、利用者サービスの向上と税金の正しい使われ方の監視につなげる、ということです。

5

## 指導について

基準等に定めるサービス内容（**人員、設備、運営**）及び給付費の請求等に関する事項について周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項等については、適切な助言及び指導を行います。

(1) 指導形態及び実施方法

指導形態には、**集団指導と運営指導（旧実地検査）**の2種類があります。

① **集団指導**

- ・集団指導は、必要な指導の内容（**過去の検査における指導事例、制度改正点等**）



に応じ、新型コロナ後には動画配信による講習としています。

次に指導についてです。

指導は、障害福祉サービス事業者の皆様に対し、サービス内容や費用請求に関する基準を周知し、改善が必要な点については助言や指導を行うことを目的としています。

指導の形態には、集団指導と運営指導の2種類があります。

このうち集団指導は、過去の運営指導での事例や制度改正の内容を取り上げ、講習形式で実施しています。

新型コロナウイルスのまん延に伴い、以降は動画配信の方法としています。

6

## ②運営指導（旧実地検査）

- 概ね1か月前に日程調整 → 実施通知をメール送付  
(通報等により、臨時に検査が必要な場合 → 当日交付も)
- 事業所で、関係書類を閲覧 → 必要に応じ、関係者からの聞き取り
  - (検査を効率的に行うため、検査日1週間前に、書類(名簿兼勤務表、運営規程、重要事項説明書、利用契約書、事業所パンフレット等)の事前提出を依頼)
  - 検査時間短縮のため、できる範囲で任意の書類(シフト表、従業者履歴書、雇用契約書、資格証明書等)の事前提出を依頼

⇒検査当日に返却



運営指導の流れです。

運営指導においては、概ね3年に1回の周期で実施できるように計画していますが、本市は事業所の数が多いため、現実的には予定通りに実施できていないのが実情です。

検査は、事業所等の実地において、関係書類を閲覧し、面談方式で行います。

原則として検査日の約1か月前に日程調整を行い、正式な実施通知はメールで送付します。

ただし、通報等により臨時検査が必要な場合は、当日交付することもあります。

検査の効率化のため、検査日の1週間前までに、名簿兼勤務表、運営規程、重要事項説明書、利用契約書、事業所パンフレット等の事前提出にご協力ください。

さらに、可能な範囲でシフト表、履歴書、雇用契約書、資格証明書といった任意書類も事前提出いただくと、当日の検査時間短縮に大きく寄与します。任意書類は当日返却します。

必要書類は実地検査準備書類一覧を実施通知をメール送付する際に添付しますので、そちらをご確認ください。

7

- 検査において、改善を要すると認められる事項があった場合
  - ➡その旨を記載した書面（**指導事項票**）を交付
    - ※助言レベルの内容についても、アドバイスとして指導事項票に記載します。
- 改善を要すると認められる事項のレベルによって、**文書指摘** 及び **口頭指導**があります。

文書指摘	・福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合 (軽微な違反の場合を除く)
口頭指導	・福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合 (軽微な違反の場合) ・福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合

- 検査後 2～3 週間で、検査結果通知
  - 文書指摘の場合** ➡ **結果通知後 30 日以内に改善状況報告書の提出**

検査で改善が必要と認められた場合には、当日の講評時に指導事項票を交付します。

指摘の種別は、文書指摘と口頭指導の2つです。

・文書指摘は、福祉関係法令や通達に違反し、軽微ではない場合。

・口頭指導は、軽微な違反、または福祉関係法令以外の法令・通達違反の場合 になります。

なお、適合していてもサービス向上の観点からの助言を行うことがあります。

検査結果通知は概ね2～3週間後に送付します。文書指摘がある場合は、結果通知後30日以内に、改善状況報告書の提出が必要です。

証拠となる資料や写真の添付もお願いします。

提出が遅れると、非協力的と見なされる場合がありますのでご注意ください。

8



(2)検査後の措置

- **文書指摘事項** 及び **改善状況**については、原則として **市のホームページに掲載**し、市民に広く公表
- サービス内容 又は 給付費の請求等に関する**不当な事実**を確認した時 → **自主点検の上で返還**

※ 過誤請求が長期に渡ってしまうと  
返還額が**数百万円**になってしまうことも・・・



請求内容が誤っていないかどうか・・・

日々の自主点検が重要



特に加算要件を満たしているのか？確認が必要

- **改善が不十分な場合**は、必要に応じて、**再度、検査**等を行います。
- **監査の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに監査**を行います。

次に、検査後の措置についてです。

検査後の措置として、検査を行なった、全ての事業所の文書指摘事項の有無、及び改善状況について、原則として、市のホームページに掲載し、市民に広く情報を提供しています。

又、検査の結果、サービスの内容または給付費の請求等に関して、不当な事実を確認した時は、当該事業者に対し、自主点検の上で返還をするように指導しています。

誤った請求に気づかずに続いてしまうと、返還額が数百万円になってしまうという事例もございますので、運営指導で発覚する前から日々の請求が正しいものとなっているのか、自主的に点検するようにしてください。

特に加算を取っている事業所については、その加算要件を満たしているか、常に確認するようにしてください。

行政が指摘した事項について改善が不十分な場合は、必要に応じて、再度、検査を行うこともあります。なお、検査の結果、監査の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに監査を行います。

9

## 監査について

- **人員基準**を満たさない状況での運営が続いている場合
- 給付費の**請求に意図的な不正**が疑われる場合
- **事業運営に重大な支障**が生じていることを疑うに足りる場合 等

実施方法

➔ **監査実施**

1. **実施通知**を交付
2. 事業者等に対し、**報告又は帳簿書類の提出・提示**を命令
3. 出頭を求めて、**関係者に対してヒアリング**
4. **事業所等に立ち入り、その設備又は帳簿書類、その他の物件の検査**

Speaker icons: 3

続いて、監査についてです。

人員基準を満たさない状態が継続している場合、請求の意図的な不正が疑われる場合、事業運営に重大な支障が生じていると疑われる場合など、事実関係を的確に把握し、公正・適切に措置することを目的に実施します。

方法は、監査実施通知を交付し、報告・帳簿書類の提出・提示命令、関係者へのヒアリング、事業所への立入検査などを行います。

10

**監査後の措置**

1. 行政上の措置

① 勧告

従業者の知識や技能（資格要件）、人員について基準に適合していない場合や、設備及び運営に関する基準に従って適正に事業を運営していない場合

- 期限を定めて、基準を遵守すべきことを**勧告**
- これに従わなかったときは、その旨を**公表**

② 命令

正当な理由なくその**勧告に係る措置をとらなかつた**ときは、期限を定めて、その勧告に係る**措置をとるべきことを命令**

③ 取消等処分

不正請求、人員基準違反等の事由の場合

- 聴聞・弁明の機会を付与した上で、**指定の取消し**、又は期間を定めてその**指定の全部若しくは一部の効力を停止**



続いて、監査後の措置についてです。

監査後の措置には、行政上の措置と経済上の措置があります。まず、行政上の措置について説明します。

1つ目は、勧告です。監査の結果、従業者の知識や技能、人員が基準に適合していない場合や、設備や運営が適正でないと認められる場合には、期限を定めて基準を守るよう勧告します。従わなかった場合は、その旨を公表することがあります。

2つ目は、命令です。勧告を受けた事業者が正当な理由なく改善を行わなかった場合、期限を定めて改善を命じることがあります。

3つ目は、取消し等処分です。これは、指定の取消し、または一定期間、指定の全部または一部の効力を停止するもので、不正請求や人員基準違反などが認められる場合に行います。

11

## 2. 経済上の措置（不正利得の徴収）

偽りその他不正の手段により給付費を受けた場合

→ 区市町村は、支払った額を返還させるほか、  
その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができます。

※ 行政上の措置の公表等  
命令又は取消処分を行ったときは、その旨を公示します。



次に、経済上の措置についてです。

経済上の措置としては、偽り、その他不正の手段により給付費を受けた場合、支払額の返還に加え、その額の40%の加算金を徴収することがあります。

また、命令や取消処分を行った際は、その旨を公示します。

12

### その他 運営指導の頻度の見直しについて (国の方針に基づく新たな実施基準)

- 5サービス(共同生活援助、就労継続支援A型・B型、児童発達支援、放課後等デイサービス)については、「最低でも3年に1回以上」実施すること

八王子市の実施方針

本市では、この5サービスだけでも、400弱の事業所があることから・・・

3年ごとに【実地での検査】と【書面審査】を交互に実施します。

R7年度 R8年度 R9年度 R10年度 R11年度 R12年度 R13年度

実地での検査 書面での審査 実地での検査

最後に、運営指導の頻度見直しについて補足します。

共同生活援助、就労継続支援A型・B型、児童発達支援、放課後等デイサービスの5サービスについては、最低でも3年に1回以上の実施が国の方針です。

本市では、3年ごとに【実地検査】と【書面審査】を交互に行う方針です。

スケジュール例はスライドのとおりで、令和7年度に実地での検査をした事業所については、次回3年後の令和10年度に書面での審査をさせていただきます。